

○財務省告示第百八十四号

大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）
第八条第五項に規定する調査を行うこととしたので、不当廉売関稅に関する政令（平成六年政令第四
百十六号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

一 不当廉売関稅を課することを求めた者（申請者）の名称及び住所

(一) 名称 カリ電解工業会

(二) 住所 東京都中央区新川一丁目四番一号

二 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 水酸化カリウム

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第二八一五・
二〇号に分類される。

(三) 特徴 水に溶解した液体品若しくは白色片状の固形物であり、主として、炭酸カリウムなど
のカリ塩類の原料、化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応
助剤、液体石鹼や洗剤の原料として用いられる。

三 調査に係る貨物の供給者及び供給国

(一) 供給者（不当廉売関税を課することを求める書面に記載されている者）

イ UNID Company Ltd.

ロ UNID Jiangsu Chemical Co.,Ltd.

ハ Jiangsu OCI Chemical Ltd.

(二) 供給国 大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）

四 調査を開始する年月日 平成二十七年五月二十六日

五 調査の対象となる期間

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 平成二十六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税に関する政令第二条第三項に規定する「特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実」（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から平成二十六年十二月三十一日まで）

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで

六 調査の対象となる事項の概要

(一) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実に関する事項

イ 調査対象貨物の正常価格（輸出国における通常の商取引における価格又はこれに準ずる価格）

ロ 調査対象貨物の本邦向け輸出価格

ハ 調査対象貨物の正常価格と本邦向け輸出価格との差額（ダンピング・マージン）

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実の認定に関し参考となるべき事項

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項

イ 不当廉売された調査対象貨物の輸入量

ロ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

ハ 不当廉売された調査対象貨物の輸入が同種の貨物を生産している本邦の産業に及ぼす影響

ニ その他不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の有無の認定に関し参考となるべき事項

七 申請者の主張の概要

(一) 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事実

申請者は、本邦において調査対象貨物と同種の貨物を生産している本邦生産者四社が加盟する業界団体であり、平成二十六年における国内総生産量に占める申請者のシェアは一〇〇パーセントである。

(二) 不当廉売された調査対象貨物の輸入の事実

イ 正常価格については、次の表の上欄に掲げる調査対象貨物の区分に応じ、同表の下欄に掲げる価格を採用した。

調査対象貨物	正常価格
韓国を原産地とする水酸化カリウム	韓国における調査対象貨物の国内販売価格
中国を原産地とする水酸化カリウム	中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における調査対象貨物の国内販売価格

ロ 本邦向け輸出価格については、本邦の輸入通関価格から輸出諸掛り、海上輸送費及び海上保険料を控除して算定した。

ハ イ及びロにより、韓国及び中国からの輸入貨物に係る平成二十六年のダンピング・マージンを率を算出すると、韓国については五十六・八八%、中国については八十一・一五%となる。

(三) 不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

イ 不当廉売された調査対象貨物について、韓国からの輸入量は平成二十二年には一万千六百

三十九トンであったが、平成二十六年には二万四千四百六十七トンに増加しており、国内需要に占める市場占拠率を拡大した。

中国からの輸入量は平成二十二年には二千七百十三トンである一方、平成二十六年には千百トンに減少しているが、直近三年間でみると増加傾向にあり、国内需要量に占める市場占拠率を拡大した。

ロ 不当廉売された調査対象貨物の低価格な国内販売価格と輸入量の増加は、本邦で生産される同種の貨物の国内販売価格を引き下げしており、本邦の産業は、製造原価の上昇分を販売価格に転嫁することができず、更に市場占拠率は減少した。

その結果、利益が大幅に減少した。

八 不当廉売関税に関する政令第十条第一項前段及び第十条の二第一項前段の規定による証拠の提出及び証言、同令第十一条第一項の規定による証拠等の閲覧、同令第十二条第一項の規定による対質の申出、同令第十二条の二第一項の規定による意見の表明並びに同令第十三条第一項の規定による情報の提供についてのそれぞれの期限

(一) 証拠の提出及び証言についての期限 平成二十七年九月二十八日

(二) 証拠等の閲覧についての期限 調査終了の日

(三) 対質の申出についての期限 平成二十七年十月二十六日

(四) 意見の表明についての期限 平成二十七年十一月二十六日

(五) 情報の提供についての期限 平成二十七年十月二十六日

なお、これらの手続のほか、供給者及び本邦企業の実態調査（現地調査を含む。）を行う予定である。

九 その他参考となるべき事項

(一) 本件について、不当廉売関税に関する政令第二条第三項の規定において中国を原産地とする特定の種類の輸入貨物の生産者が明確に示すこととされている市場経済の条件が浸透している事実には、以下の事実が含まれるものとする。

イ 価格、費用、生産、販売及び投資に関する生産者の決定が市場原理に基づき行われており、これらの決定に対する政府（当該輸入貨物の原産国の中央政府、地方政府又は公的機関をいう。二において同じ。）の重大な介入がない事実

ロ 主要な投入財（原材料等）の費用が市場価格を反映している事実

ハ 労使間の自由な交渉により労働者の賃金が決定されている事実

ニ 生産手段の政府による所有又は管理が行われていない事実

ホ 会計処理が、国際会計基準又はそれに準じた形で適切に行われており、財務状況が非市場経済的な要因により歪められていない事実

(二) 証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、対質の申出、意見の表明又は情報の提供の宛先
東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊関税調査室

(三) その他 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出及び証言、証拠等の閲覧の申請、
対質の申出、意見の表明又は情報の提供は日本語の書面により行うものとする。ただし、これ
らに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、日本語の翻訳文に当該
原文を添付するものとする。